

児童生徒への指導・支援等に関するルール

県立阪神特別支援学校

1 児童生徒への指導・支援に関する基本的なルールについて

- (1) 児童生徒への不適切な接し方により、児童生徒の人権を侵害しないように、高い倫理観をもって学校全体で取り組む。
- (2) 日常生活の指導にあたっては、教員の言動や行為を人権という観点から常に省みる。
- (3) 児童生徒の指導は、複数の教職員で行うようにする。やむを得ず1対1で行う場合は、教室等の窓や扉を開けるなど、密室状態にならないよう配慮する。
- (4) 児童生徒の発達段階や実態を踏まえ、生活年齢を基盤として、過剰な身体接触や異性の児童生徒への不適切な接し方等を行わない。
- (5) 児童生徒との面談や相談は、原則として、校内または保護者在宅の児童生徒宅で行う。
- (6) 教員は児童生徒を自家用車に乗せない。

2 教職員と児童生徒間での携帯電話またはメール・SNS の使用について

- (1) 教職員と児童生徒との間で、携帯電話またはメール・SNS のやりとりは行わない。
- (2) やむを得ず児童生徒への連絡が必要な場合は、原則、児童生徒の携帯電話には直接行わず、保護者を介して連絡する。